

大分県報

令和五年

号外（五七）

三月三十一日

（金曜日）

目次

病院局管理規程

大分県病院局公印規程の一部改正……………	一
大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部改正……………	一
大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部改正……………	二
大分県病院局に勤務する職員等の旅費に関する規程の一部改正……………	二
大分県病院局職員就業規程の一部改正……………	二

病院局訓令

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………	三
大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………	四

○病院局管理規程

大分県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第一号

大分県病院局公印規程の一部を改正する規程

大分県病院局公印規程（平成十八年大分県病院局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 前項の承認を受けて新調し、又は改刻した公印は、総務経営課に備付けの公印登録台帳（第一号様式）に登録した後でなければ、使用することができない。

第六条第三項及び第四項を削る。

第七条第一項中「不用公印引継書（第四号様式）により、総務経営課長」を「県立病院事

令和五年三月三十一日

務局総務経営課長（以下「総務経営課長」という。）に改める。
第八条第三項中「第五号様式」を「第二号様式」に改める。
第十条第一項中「第六号様式」を「第三号様式」に、同条第二項中「第七号様式」を「第四号様式」に改める。
別表の大分県立病院院長印の管守者の欄中「大分県立病院長」を「総務経営課長」に改める。

第一号様式及び第二号様式を削り、第三号様式を第一号様式とする。

第四号様式を削る。

第五号様式中「㊦」を削り、同様式を第二号様式とする。

第六号様式中「㊦」を削り、同様式を第三号様式とする。

第七号様式中「㊦㊦」を「㊦㊦」に改め、同様式を第四号様式とする。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第二号

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の特種勤務手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「所長又は部長」を「所長、部長又は室長」に改める。

第十四条の見出しを「（定年前再任用短時間勤務職員）」に改め、同条中「第二十八条の

五第一項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第二十二條の四第一項の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二條第二項」を「第二條第三項」に改める。

附則

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第八項又は第九項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）は、改正後の第十四条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみな

大分県報号外（病院局管理規程）

して、同条の規定を適用する。

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第三号

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号イ中「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第十三条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第八項又は第九項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）は、改正後の第四条第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

3 前項に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は病院局長が別に定める。

大分県病院局に勤務する職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第四号

大分県病院局に勤務する職員等の旅費に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局に勤務する職員等の旅費に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、同号の表中「（本庁の課長の職務又はこれに相当する職務にある者に限る。）」及び「（課長の職務又はこれに相当する職務にある者を除く。）」を削り、「六級（本庁の課長の職務又はこれに相当する職務にある者を除く。）」を「五級」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第十一項に規定する暫定再任用職員は、改正後の第三条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項の規定を適用する。

3 前項に規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は病院局長が別に定める。

大分県病院局就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

大分県病院局管理規程第五号

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第五項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第一項及び第六条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条第一項中「（地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）にあつては、一の任期における一年の期間）」を削り、同項第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第三号口及び第四号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条の二第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十一条の三中「（任期が更新される再任用職員にあつては、当該更新後の任期）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第十一項に規定する暫定再任用職員は、この規程による改正後の大分県病院局就業規程（以下「改正後の規程」という。）第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程第十一条第一項第三号口及び第四号の規定を適用する。

3 前項に規定するもののほか、令和四年改正条例附則第二十四項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、前項の定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規程第二条第三項及び第五項、第三条第一項、第六条第一項、第十一条第一号及び第二号並びに第十一条の二の規定を適用する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第一号

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第二号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

第十五条の二第一項中「九の項から十一の項」を「十二の項から十四の項」に改め、同条第二項中「十の項」を「七の項」に改め、同条第三項及び第四項中「九の項から十一の項」を「十二の項から十四の項」に、「七の項及び十の項」を「四の項及び七の項」に改める。別表第二中十二の項を十五の項とし、同表の十一の項中「（昭和四十年法律第四百四十一号）第十二条」を「第十二条第一項」に、「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表の十の項中「八の項」を「五の項」に改め、同項を同表の十三の項とし、同表中九の項を十二の項とし、八の項を十一の項とし、同表の七の項中「女性の臨時的任用職員（以下「女性職員」という。）」を「女性職員」に改め、同項を同表の十の項とし、同項の六の項の次に次の三項を加える。

七 妊娠中又は出産後一年以内の女性の臨時的任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合

妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間

八 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合

その都度必要と認める時間

九 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合

正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間

別表第三中四の項から六の項までを削り、七の項を四の項とし、八の項を五の項とし、同表の九の項中「十の項」を「七の項」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の十の項を同表の七の項とする。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第二号

本 局
病 院

大分県病院局会計年度任用職員に関する規程（令和二年大分県病院局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

第十五条の二中「百分の百二十」を「百分の百二十二・五」に改める。

第二十三条第一項中「九の項及び十の項」を「十二の項及び十三の項」に改め、同条第二項中「九の項及び十の項」を「六の項及び七の項」に、「十一の項」を「八の項」に、「十二の項」を「九の項」に改め、同条第三項及び第四項中「九の項及び十の項並びに」を「十二の項及び十三の項並びに」に、「七の項、九の項及び十の項」を「四の項、六の項及び七の項」に改める。

別表第二中十一の項を十四の項とし、同表の十の項中「八の項」を「五の項」に改め、同項を同表の十三の項とし、同表中九の項を十二の項とし、八の項を十一の項とし、同表の七の項中「女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）」を「女性職員」に改め、同項を同表の十の項とし、同表の六の項の次に次の三項を加える。

七 妊娠中又は出産後一年以内の女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条第一項に規定する健康診査を受ける場合

妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間

八 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体

その都度必要と認める時間

又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合

九 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響がある場合

勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間

別表第三中四の項から六の項までを削り、七の項を四の項とし、八の項を五の項とし、同表の九の項中「第十二条」を「第十二条第一項」に、「第十三条の健康診査」を「第十三条第一項に規定する健康診査」に改め、同項を同表の六の項とし、同表中十の項を七の項とし、十一の項を八の項とし、十二の項を九の項とする。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。